住民接種の概要

【実施主体・接種体制の構築】

実施主体:区市町村

※国・都道府県の協力を得ながら、未発生期から接種体制を構築

【接種順位】

4群に部類し、基本的対処方針等諮問委員会(国)に諮った上で、 政府対策本部で決定

- ①医学的ハイリスク者 基礎疾患を有する者、妊婦
- ②小児(1歳未満の小児の保護者等を含む)
- ③成人·若年者
- ④高齢者(65歳以上の者)

【接種体制】

- ①原則として、集団接種により接種を実施
- ②接種会場は、保健所・体育館等などの公的施設の活用等により 確保 (人口1万人に1か所程度)
- ③地域医師会等の協力を得て、医師等の医療従事者を確保

≪住民接種に関するこれまでの経緯≫

時期	国の取組等
平成21年4月	新型インフルエンザ発生
平成22年6月	新型インフルエンザ対策総括会議報告書
平成23年7月	予防接種法改正
平成25年4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
平成25年6月	新型インフルエンザ等政府行動計画・ガイドライン策定
平成26年3月	区市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関す る集団的予防接種のための手引き(暫定版)策定
平成27年3月	新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築 に関する手引き(暫定版)策定

- 〇東京都新型インフルエンザ等対策行動計画・保健医療体制 ガイドライン・地域医療確保計画を策定
- 〇新型インフルエンザ発生時の住民接種の手引き(暫定版) の作成
- 〇区市町村の取組事例を東京都感染症地域医療体制ブロック 協議会等で情報提供

新型インフルエンザ等住民接種 実施要領

(H31. 3. 29 健発0329 第39号 厚生労働省健康局長通知)

【概要】

- ・国は、<u>区市町村において速やかに住民接種の体制を構築し実施できるよう、住民接種の</u>ための要領を作成
- ・特措法、政府行動計画、国ガイドラインを踏まえ、住民接種における実施計画の策定等 の基本的な考え方、予防接種の対象者、接種体制の構築等を示したもの

【主な内容】

- ○予防接種の対象者(居住者・長期入院者等・区市町村長が認める者等)
- ○医療従事者の確保、接種会場等の確保(会場運営、ワクチンの保管場所、接種用具等)
- ○ワクチンの流通(事前登録事項、情報の流れ、物品の流れ)
- ※ 厚生労働省は、都道府県からの質問を取りまとめ、夏頃を目途にQ&Aを発出予定。 また、覚書・登録様式は別途通知予定

都の取組

住民接種の体制構築に当たり、具体的な課題を専門的な見地から検討するため、

「東京都新型インフルエンザワクチン接種体制検討会」を設置

【目的】

- ・区市町村における接種体制の構築及びワクチン流通体制の構築に向けた検討の実施
- ・「新型インフルエンザ発生時の住民接種の手引き(暫定版)」の改定

【検討会委員】

東京都医師会、東京都薬剤師会、東京都医薬品卸売業協会、行政職員(区市町村等)

【主な検討内容】

実施要領及び国から発出予定である通知やQ&Aを踏まえながら検討

- ①実施計画策定にあたり実施要領に示されていない項目など、国への照会項目の抽出
- ②具体的な対応手順 (例:接種対象者数の登録方法、ワクチンの流通体制 等)
- ③接種体制に関する例示 (例:接種会場の人員配置や資器材例 等)

【今後のスケジュール案】

